

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）別表第2の備考2、別表第3アの備考2、同表イの備考2、別表第4の備考2、別表第5アの備考2、同表イの備考2、同表ウの備考2 <u>又は別表第6の備考2</u>の規定に基づき、他の職員との権衡上必要な給料月額の調整について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）別表第2の備考2、別表第3アの備考2、同表イの備考2、別表第4の備考2、別表第5アの備考2、同表イの備考2、同表ウの備考2 <u>若しくは別表第6の備考2 又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号。以下「平成18年改正給与条例」という。）附則第7条の規定に基づき、他の職員との権衡上必要な給料月額の調整について定めるものとする。</u></p>
<p>(給料月額の調整)</p> <p>第2条 条例別表第2から別表第6までの給料表の適用を受ける職員であって、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの給料月額は、当該給料表に定める給料月額に、それぞれ別表の割合欄に定める割合を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p>	<p>(給料月額の調整)</p> <p>第2条 条例別表第2から別表第6までの給料表の適用を受ける職員 <u>（平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号。以下「規則」という。）第4条又は第5条の規定の適用を受ける職員及び再任用職員を除く。）</u>であって、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの給料月額は、当該給料表に定める給料月額 <u>（平成18年改正給与条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員にあつては、その者が平成18年3月31日において受けていた給料月額）</u>に、それぞれ別表の割合欄に定める割合を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p><u>2 条例別表第2から別表第6までの給料表の適用を</u></p>

7 級	21号給	<u>10,000分の9,493</u>
	22号給	10,000分の9,496
	23号給	<u>10,000分の9,496</u>
	24号給	<u>10,000分の9,499</u>
	25号給	<u>10,000分の9,499</u>
	26号給	<u>10,000分の9,501</u>
	27号給	<u>10,000分の9,501</u>
	28号給	<u>10,000分の9,504</u>
	29号給	<u>10,000分の9,504</u>
	30号給	<u>10,000分の9,499</u>
	31号給	10,000分の9,494

	115号給	10,000分の9,639
	116号給	10,000分の9,639
	117号給	10,000分の9,637
	118号給	10,000分の9,625
	119号給	10,000分の9,613
	120号給	10,000分の9,601
	121号給	10,000分の9,592
7 級	22号給	<u>10,000分の9,311</u>
	23号給	<u>10,000分の9,312</u>
	24号給	<u>10,000分の9,313</u>
	25号給	<u>10,000分の9,314</u>
	26号給	<u>10,000分の9,315</u>
	27号給	<u>10,000分の9,316</u>
	28号給	<u>10,000分の9,320</u>
	29号給	<u>10,000分の9,321</u>
	30号給	<u>10,000分の9,314</u>

イ 教育職給料表(1)

職務の級	号給	割合
2 級	25号給	1,000分の994
	26号給	1,000分の993
	27号給	1,000分の992
	28号給	1,000分の991
	29号給	1,000分の990
	30号給	1,000分の989
	31号給	1,000分の987
	32号給	1,000分の985
	33号給	1,000分の983
	34号給	1,000分の981
	35号給	1,000分の979
	36号給	1,000分の977
	37号給	1,000分の975
	38号給	1,000分の973
	39号給	1,000分の971
	40号給	1,000分の969
41号給	1,000分の967	
42号給	1,000分の965	
43号給	1,000分の963	
44号給	1,000分の961	
特2 級	1 号給	10,000分の9,867
	2 号給	10,000分の9,861
	3 号給	10,000分の9,843
	4 号給	10,000分の9,814
	5 号給	10,000分の9,790

6号給	10,000分の9,766
7号給	10,000分の9,742
8号給	10,000分の9,719
9号給	10,000分の9,696
10号給	10,000分の9,674
11号給	10,000分の9,649
12号給	10,000分の9,628
13号給	10,000分の9,603

ウ 教育職給料表(2)

職務の級	号給	割合
2級	37号給	1,000分の994
	38号給	1,000分の993
	39号給	1,000分の992
	40号給	1,000分の991
	41号給	1,000分の990
	42号給	1,000分の989
	43号給	1,000分の987
	44号給	1,000分の985
	45号給	1,000分の983
	46号給	1,000分の981
	47号給	1,000分の979
	48号給	1,000分の977
	49号給	1,000分の975
	50号給	1,000分の973
	51号給	1,000分の971
	52号給	1,000分の969
	特2級	53号給
54号給		1,000分の965
55号給		1,000分の963
56号給		1,000分の961
1号給		10,000分の9,867
2号給		10,000分の9,861
3号給		10,000分の9,843
4号給		10,000分の9,814
5号給		10,000分の9,790
6号給		10,000分の9,766
7号給		10,000分の9,742
3級	8号給	10,000分の9,719
	9号給	10,000分の9,696
	10号給	10,000分の9,674
	11号給	10,000分の9,649
	12号給	10,000分の9,628
	13号給	10,000分の9,603
	1号給	10,000分の9,377
	2号給	10,000分の9,349

	3号給	10,000分の9,321
--	-----	---------------

エ 研究職給料表

職務の級	号給	割合
2級	47号給	10,000分の9,592
	48号給	10,000分の9,594
	49号給	10,000分の9,627
	50号給	10,000分の9,694
	51号給	10,000分の9,707
	52号給	10,000分の9,679
	53号給	10,000分の9,685
	54号給	10,000分の9,698
	55号給	10,000分の9,700
	56号給	10,000分の9,708
	57号給	10,000分の9,711
	58号給	10,000分の9,713
	59号給	10,000分の9,711
	60号給	10,000分の9,663
61号給	10,000分の9,597	

オ 医療職給料表(1)

職務の級	号給	割合
1級	13号給	1,000分の1,000
	14号給	1,000分の999
	15号給	1,000分の998
	16号給	1,000分の997
	17号給	1,000分の996
	18号給	1,000分の995
	19号給	1,000分の993
	20号給	1,000分の991
	21号給	1,000分の989
	22号給	1,000分の987
	23号給	1,000分の985
	24号給	1,000分の983
	25号給	1,000分の981
	26号給	1,000分の979
	27号給	1,000分の977
	28号給	1,000分の975
	29号給	1,000分の973
30号給	1,000分の971	
31号給	1,000分の969	
32号給	1,000分の967	

カ 医療職給料表(2)

職務の級	号給	割合
3級	5号給	1,000分の994
	6号給	1,000分の993
	7号給	1,000分の992

30号給	10,000分の9,649
31号給	10,000分の9,651
32号給	10,000分の9,653
33号給	10,000分の9,655
34号給	10,000分の9,661
35号給	10,000分の9,666
36号給	10,000分の9,672
37号給	10,000分の9,670
38号給	10,000分の9,672
39号給	10,000分の9,673
40号給	10,000分の9,675
41号給	10,000分の9,677
42号給	10,000分の9,675
43号給	10,000分の9,674
44号給	10,000分の9,672
45号給	10,000分の9,670
46号給	10,000分の9,672
47号給	10,000分の9,673
48号給	10,000分の9,675
49号給	10,000分の9,670
50号給	10,000分の9,671
51号給	10,000分の9,673
52号給	10,000分の9,674
53号給	10,000分の9,676
54号給	10,000分の9,674
55号給	10,000分の9,673
56号給	10,000分の9,671
57号給	10,000分の9,663
58号給	10,000分の9,661
59号給	10,000分の9,659
60号給	10,000分の9,658
61号給	10,000分の9,653
62号給	10,000分の9,651
63号給	10,000分の9,649
64号給	10,000分の9,648
65号給	10,000分の9,649
66号給	10,000分の9,647
67号給	10,000分の9,646
68号給	10,000分の9,644
69号給	10,000分の9,648
70号給	10,000分の9,637
71号給	10,000分の9,627
72号給	10,000分の9,616
73号給	10,000分の9,599
95号給	10,000分の9,597

6 級	1 号給	<u>1,000分の950</u>	96号給	10,000分の9,612	
			97号給	10,000分の9,618	
ク 略	6 級	1 号給	98号給	10,000分の9,627	
			99号給	10,000分の9,622	
			100号給	10,000分の9,608	
			101号給	10,000分の9,592	
			6 級	1 号給	<u>10,000分の9,314</u>
ク 略			ク 略		

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。